

令和6年2月15日

各 位

豊川市民まつり協議会
おいでん祭実行委員会

第33回 豊川市民まつり「おいでん祭」 「一般物販・製品等・飲食(グルメ)」出店者募集のご案内 テーマは「体験する！」一緒に盛り上げましょう！！

当地域最大のイベント「おいでん祭」を昨年
に続き、5月25日(土)・26日(日)の2日
間、豊川市野球場を中心に、開催いたします。

お祭りのテーマは「体験する！」です。

毎年、家族連れや友達と一緒にになって会場へ
多くの方が来場します。そこで、出店者の皆様
には、**来場者の方に「体験！」をあげてください。**



会場では「自店の商品を体験してもらおう！」「一緒に作品を作ろう！」「自店の味を知ってもらおう」といったことでも大丈夫！

イベント会場で、自分で手作りする体験、イベントに参加した体験、おいしいものを食べた体験もお祭りならではの大きな「体験！」です。

来場される方々への「体験」をとおして、一緒に思い出に残る楽しいイベントにしませんか！

1) 出店は、次の①、②の要件を、ともに満たす事業所に限定いたします。

- ① 豊川市内に本社または営業店舗を有する事業所
(キッチンカーの場合は、所有者が豊川市民に限ります)
- ② 豊川商工会議所、音羽・一宮・小坂井・御津町商工会、豊川市商店街連盟のいずれかに所属する会員事業所、関係団体等

※ 但し、「おいでん祭」主催者が認める「農業コーナー」「環境コーナー」「三遠南信物産コーナー」等に参加する事業者・団体等は除きます。

2) 豊川市野球場会場での車両による搬入・搬出に際しては、改修後のグラウンド等を傷めないよう、ご配慮をお願いします。 また、雨天時もしくは、**グラウンド状況が悪い場合は、搬入・搬出車両の乗り入れを制限させていただきます**ので、予め台車等のご用意をお願いします。

また、**当日、雨が予想される場合に限り、前日搬入を許可します。**5月24日(金)の12時頃までに、豊川商工会議所ホームページ (<http://www.toyokawa-cci.org>) に前日搬入の可否を掲載しますので、必ず事前にご確認願います。

3) 1日のみの出店は、不可となりました。出店の場合は、2日間(必須)となります。

～ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます～

第33回豊川市民まつりおいでん祭 「一般物販」、「飲食(グルメ)」、「製品等PR」／出店者募集要領

- 開催日時** 令和6年5月25日(土)26日(日)10:00~16:00(小雨決行)
- 会場** 豊川市野球場又は体育館前広場他
- 売り場** 間口3間×奥行2間のテント(5.4メートル×3.6メートル)
※なお、体育館前広場への出店は、スペースの都合上、1事業所3テントまでとします。
- 場内配置** 「おいでん祭」事務局において構成します。
原則「一般物販」「製品等PR」出店は野球場内、「飲食(グルメ)」「キッチンカー」出店は体育館前及び体育館周辺となります。ただし、出店者数により変更となる場合があります。
- 出店料** **テント1張につき22,000円(消費税含む)**、但し、1/2張を使用の場合またはテント不要(スペースのみ申込み)の場合は半額。
なお、電源を必要とする時は、**100Vコンセント1個(2口)あたり1,100円(消費税含む)**が別途必要。タコ足配線は厳禁とします。コンセントは、通常テントの奥に設置しますが、テントの前面を希望する場合は、申込書の「前面希望」に○を付けて下さい。200V電源を必要とする時は、その旨出店申込書に記入の上、別途料金とします。
キッチンカーでの出店については、**1台22,000円(消費税、コンセント代含む)**となります。発電機の使用は原則、禁止します。

当委員会は、インボイス制度へ登録していない為、出店料は課税仕入対象外です。ただし、仕入れ税額相当額の一部を控除できる経過措置が設けられていますのでご確認ください。

申込方法 別紙出店申込書に必要事項を記入し、出店料を添えておいでん祭事務局に申し込んで下さい。使用する電気器具については、電気工事の必要上、詳細に記入して下さい。

なお、FAXで事前に申込書をお送りいただける場合は、お手数ですが送信後、確認のお電話を願います(送受信のエラー等による不達の場合に備え)。

申込締切日 **3月29日(金)まで**

その他

- ① おいでん祭が2日間中止の場合は、出店料を返金します。おいでん祭が1日でも開催した場合は、出店料は返金しません。
- ② 販売価格については極力廉価販売をお願いします。
- ③ 第3者への委託出店、及び会員等の名義の又貸しは厳禁です。委託出店、名義又貸しが判明した場合は、おいでん祭当日であっても出店は取り消します(出店料は返金しません)。
- ④ テント、電気工事等、会場設営は主催者が業者に委託します。但し、机・イスなど商品陳列、販売に必要な物は各出店者で用意して下さい(主催者では用意いたしません)。
- ⑤ 会場で調理した上で販売できる品目は、添付の「露天営業において簡易な調理により取り扱うことができる食品(別表2)」に記載のとおりです。豊川保健所で必ず、「露天営業許可証」を取得してください。なお、「おいでん祭」では「露天営業許可品目」のみ出店できます。「臨時営業」「短期営業」を必要とする品目では出店できません。
- ⑥ 搬入・搬出については定められた時間を厳守するとともに、野球場出店者は搬入・搬出する車両は全長5m以下の車(例：Hエース全長4m69cm)とし、1テント2台までとします。全長が5mを超える車両での搬入・搬出をご希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。(※ただし、ご希望に沿えない場合もあります)。
- ⑦ 5月25日(土)17時より翌26日(日)の8時迄、夜間会場内に警備員を配置します。
- ⑧ 出店者は、事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めて下さい。
また、まつり終了後、責任をもって自店周辺を清掃し、ゴミを持ち帰って下さい。
- ⑨ 火気器具等を使用する出店者は、必ず、各テントに1本、消火器を用意してください。
- ⑩ おいでん祭のPRは、ポスター、チラシ、豊川市広報、会議所会報「メセナ」等で行います。
- ⑪ 会場内での忘れ物は、まつり終了後、2週間は主催者で保管し、その後は処分します。
- ⑫ 野球場内、体育館周辺は禁煙です。会場内の受動喫煙対策にご協力ください。
- ⑬ その他、定めのないことはその都度、事務局で協議します。

出店者説明会 **4月22日(月)15時から豊川商工会議所2階Bホールで出店者説明会を行います。重要事項を説明しますので、必ず1人は出席してください。**

お申込み おいでん祭実行委員会・事務局(豊川商工会議所/担当・近藤、丸山、小林、木内、村上)
問い合わせ (TEL 0533-86-4101/FAX 0533-84-1808 info@toyokawa-cci.org)

※FAXで本申込書をお送りいただける場合、お手数ですがFAXの送信後、確認のお電話をお願いします。
(事務局:豊川商工会議所、TEL0533-86-4101、FAX0533-84-1808)

第33回豊川市民まつり「おいでん祭」／出店申込書

<一般物販・製品等PR・飲食(グルメ)>

豊川市民まつり協議会 御 中

下記の同意・誓約事項を厳守し、下記の通り、「おいでん祭」への出店を申込みます。

令和 6 年 月 日

事業所名			
所在地 〒	電話	—	FAX —
代表者名	メールアドレス	@	
担当者名	携帯電話番号	—	—
所属団体 (○印をご記入下さい)	豊川商工会議所 ・ 音羽商工会 ・ 一宮商工会 ・ 小坂井商工会 ・ 御津町商工会 ・ 豊川市商店街連盟		

※第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等は厳禁です。

※ ご記入頂きました情報は、おいでん祭に関する事業運営に利用いたします。

希望テント張数 (間口3間×奥行2間)	1/2張 ・ 1張 ・ 2張 ・ 3張 ・ 4張 ・ キッチンカー (○印をご記入願います)			
出店内容 (商品名など)	※チラシ等に掲載しますので主要品目を記入して下さい。			
火気使用の有無 (電気コンロ等)	()使用する ・ ()使用しない (カッコ内に○印をご記入願います。使用する場合はテントに消火器をご用意願います)			
電 源	要 ・ 不要 (○印をご記入願います)			
必要コンセント数	※1個2口コンセントです ()個 /テント内の コンセント希望位置=()前面 ()後面			
電源を要する 使用器具の明細 (電源が必要な方は、 必ず記入して下さい) ※発電機の使用は 原則禁止します。	使用器具名	容量	使用個数	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
電気容量	上記使用器具の総電気容量		W	
商品搬入車両 ※必ずご記入下さい ※野球場芝生保護のため、重量物の搬入は極力ご遠慮願います。	※1テントあたり2台まで (全長5m以下まで) ワゴン車 ライトバン 軽自動車 合計 _____ 台 キッチンカー ⇒ (車種: _____ 全長: _____ 台) ※全長が5mを超える車両をご希望される場合は事前に事務局までご相談ください。ご希望に沿えない場合もあります。 ※キッチンカー出店については、体育館前及びその周辺を予定していますが、出店数により変更となる場合があります。			
出店料	①出店料	テント1張 22,000円	張	円
		キッチンカー1台 22,000円	台	円
	②コンセント料	1箇所 1,100円	箇所	円
		(キッチンカーは出店料にコンセント代含む)		
合 計(①+②)				円

【同意・誓約事項】

- ①第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等ではありません。
- ②豊川市内に本社または営業店舗を有しています。(キッチンカーの場合、所有者は豊川市民です)
- ③搬入・搬出については定められた時間を厳守します。
- ④野球場への搬入について、車両は全長5m以下の車までとし1テント2台までとします。
- ⑤事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めます。
- ⑥まつり終了後、責任をもって周辺のゴミを持ち帰るとともに、自店周辺の清掃を行います。

令和6年2月15日

各 位

豊川市民まつり協議会
おいでん祭実行委員会

第33回 豊川市民まつり「おいでん祭」 「製品等PR」出店者募集のご案内

テーマは「体験する！」一緒に盛り上げましょう！！

当地域最大のイベント「おいでん祭」を昨年
に続き、5月25日（土）・26日（日）の2日
間、豊川市野球場を中心に、開催いたします。

お祭りのテーマは「体験する！」です。

毎年、家族連れや友達と一緒に会場へ
多くの方が来場します。そこで、出店者の皆様
には、**来場者の方に「体験！」をあげてください。**



会場では「自店の商品を体験してもらおう！」「一緒に作品を作ろう！」といったこ
とでも大丈夫！

イベント会場で、自分で手作りする体験、イベントに参加した体験も、お祭りなら
ではの大きな「体験！」です。

**製造業の皆さまも、来場される方々に、「体験！」を通じて、自社製品
や自社ブランドをPRして、企業イメージの向上を図りませんか！**

1) 出店は、次の①、②の要件を、ともに満たす事業所に限定いたします。

- ① 豊川市内に本社または営業店舗を有する事業所
(キッチンカーの場合は、所有者が豊川市民に限ります)
- ② 豊川商工会議所、音羽・一宮・小坂井・御津町商工会、豊川市商店街連盟のいずれかに
所属する会員事業所、関係団体等

※ 但し、「おいでん祭」主催者が認める「農業コーナー」「環境コーナー」「三遠南信物産コ
ーナー」等に参加する事業者・団体等は除きます。

**2) 豊川市野球場会場での車両による搬入・搬出に際しては、改修後のグラウンド等を
傷めないよう、ご配慮をお願いします。** また、雨天時もしくは、**グラウンド状況が悪
い場合は、搬入・搬出車両の乗り入れを制限させていただきます**ので、予め台車等
のご用意をお願いします。

また、**当日、雨が予想される場合に限り、前日搬入を許可します。**5月24日(金)の
12時頃までに、豊川商工会議所ホームページ (<http://www.toyokawa-cci.org>) に前日搬入
の可否を掲載しますので、必ず事前にご確認願います。

3) 1日のみの出店は、不可となりました。出店の場合は、2日間(必須)となります。

～ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます～

第33回豊川市民まつりおいでん祭 「一般物販」、「飲食(グルメ)」、「製品等PR」／出店者募集要領

- 開催日時** 令和6年5月25日(土)26日(日)10:00~16:00(小雨決行)
- 会場** 豊川市野球場又は体育館前広場他
- 売り場** 間口3間×奥行2間のテント(5.4メートル×3.6メートル)
※なお、体育館前広場への出店は、スペースの都合上、1事業所3テントまでとします。
- 場内配置** 「おいでん祭」事務局において構成します。
原則「一般物販」「製品等PR」出店は野球場内、「飲食(グルメ)」「キッチンカー」出店は体育館前及び体育館周辺となります。ただし、出店者数により変更となる場合があります。
- 出店料** **テント1張につき22,000円(消費税含む)**、但し、1/2張を使用の場合またはテント不要(スペースのみ申込み)の場合は半額。
なお、電源を必要とする時は、**100Vコンセント1個(2口)あたり1,100円(消費税含む)**が別途必要。タコ足配線は厳禁とします。コンセントは、通常テントの奥に設置しますが、テントの前面を希望する場合は、申込書の「前面希望」に○を付けて下さい。200V電源を必要とする時は、その旨出店申込書に記入の上、別途料金とします。
キッチンカーでの出店については、**1台22,000円(消費税、コンセント代含む)**となります。発電機の使用は原則、禁止します。

当委員会は、インボイス制度へ登録していない為、出店料は課税仕入対象外です。ただし、仕入れ税額相当額の一部を控除できる経過措置が設けられていますのでご確認ください。

申込方法 別紙出店申込書に必要事項を記入し、出店料を添えておいでん祭事務局に申し込んで下さい。使用する電気器具については、電気工事の必要上、詳細に記入して下さい。

なお、FAXで事前に申込書をお送りいただける場合は、お手数ですが送信後、確認のお電話を願います(送受信のエラー等による不達の場合に備え)。

申込締切日 **3月29日(金)まで**

その他

- ① おいでん祭が2日間中止の場合は、出店料を返金します。おいでん祭が1日でも開催した場合は、出店料は返金しません。
- ② 販売価格については極力廉価販売をお願いします。
- ③ 第3者への委託出店、及び会員等の名義の又貸しは厳禁です。委託出店、名義又貸しが判明した場合は、おいでん祭当日であっても出店は取り消します(出店料は返金しません)。
- ④ テント、電気工事等、会場設営は主催者が業者に委託します。但し、机・イスなど商品陳列、販売に必要な物は各出店者で用意して下さい(主催者では用意いたしません)。
- ⑤ 会場で調理した上で販売できる品目は、添付の「露天営業において簡易な調理により取り扱うことができる食品(別表2)」に記載のとおりです。豊川保健所で必ず、「露天営業許可証」を取得してください。なお、「おいでん祭」では「露天営業許可品目」のみ出店できます。「臨時営業」「短期営業」を必要とする品目では出店できません。
- ⑥ 搬入・搬出については定められた時間を厳守するとともに、野球場出店者は搬入・搬出する車両は全長5m以下の車(例：Hエース 全長 4m69cm)とし、1テント2台までとします。全長が5mを超える車両での搬入・搬出をご希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。(※ただし、ご希望に沿えない場合もあります)。
- ⑦ 5月25日(土)17時より翌26日(日)の8時迄、夜間会場内に警備員を配置します。
- ⑧ 出店者は、事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めて下さい。
また、まつり終了後、責任をもって自店周辺を清掃し、ゴミを持ち帰って下さい。
- ⑨ 火気器具等を使用する出店者は、必ず、各テントに1本、消火器を用意してください。
- ⑩ おいでん祭のPRは、ポスター、チラシ、豊川市広報、会議所会報「メセナ」等で行います。
- ⑪ 会場内での忘れ物は、まつり終了後、2週間は主催者で保管し、その後は処分します。
- ⑫ 野球場内、体育館周辺は禁煙です。会場内の受動喫煙対策にご協力ください。
- ⑬ その他、定めのないことはその都度、事務局で協議します。

出店者説明会 **4月22日(月)15時から豊川商工会議所2階Bホールで出店者説明会を行います。重要事項を説明しますので、必ず1人は出席してください。**

お申込み おいでん祭実行委員会・事務局(豊川商工会議所/担当・近藤、丸山、小林、木内、村上)
問い合わせ (TEL 0533-86-4101/FAX 0533-84-1808 info@toyokawa-cci.org)

※FAXで本申込書をお送りいただける場合、お手数ですがFAXの送信後、確認のお電話をお願いします。
(事務局:豊川商工会議所、TEL0533-86-4101、FAX0533-84-1808)

第33回豊川市民まつり「おいでん祭」／出店申込書

<一般物販・製品等PR>

豊川市民まつり協議会 御 中

下記の同意・誓約事項を厳守し、下記の通り、「おいでん祭」への出店を申込みます。

令和 6 年 月 日

事業所名			
所在地 〒	電話	—	FAX —
代表者名	印	メールアドレス	@
担当者名	携帯電話番号		— —
所属団体 (○印をご記入下さい)	豊川商工会議所 ・ 音羽商工会 ・ 一宮商工会 ・ 小坂井商工会 ・ 御津町商工会 ・ 豊川市商店街連盟		

※第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等は厳禁です。

※ ご記入頂きました情報は、おいでん祭に関する事業運営に利用いたします。

希望テント張数 (間口3間×奥行2間)	1/2張 ・ 1張 ・ 2張 ・ 3張 ・ 4張 ・ キッチンカー (○印をご記入願います)			
出店内容 (商品名など)	※チラシ等に掲載しますので主要品目を記入して下さい。			
火気使用の有無 (電気コンロ等)	()使用する ・ ()使用しない (カッコ内に○印をご記入願います。使用する場合はテントに消火器をご用意願います)			
電 源	要 ・ 不要 (○印をご記入願います)			
必要コンセント数	※1個2口コンセントです ()個 /テント内の コンセント希望位置=()前面 ()後面			
電源を要する 使用器具の明細 (電源が必要な方は、 必ず記入して下さい) ※発電機の使用は 原則禁止します。	使用器具名	容量	使用個数	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
電気容量	上記使用器具の総電気容量		W	
商品搬入車両 ※必ずご記入下さい ※野球場芝生保護のため、重量物の搬入は極力ご遠慮願います。	※1テントあたり2台まで (全長5m以下まで) ワゴン車 ライトバン 軽自動車 合計 _____ 台 キッチンカー ⇒ (車種: _____ 全長: _____ 台) ※全長が5mを超える車両をご希望される場合は事前に事務局までご相談ください。ご希望に沿えない場合もあります。 ※キッチンカー出店については、体育館前及びその周辺を予定していますが、出店数により変更となる場合があります。			
出店料	①出店料	テント1張 22,000円	張	円
		キッチンカー1台 22,000円	台	円
	②コンセント料	1箇所 1,100円	箇所	円
		(キッチンカーは出店料にコンセント代含む)		
合 計(①+②)				円

【同意・誓約事項】

- ①第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等ではありません。
- ②豊川市内に本社または営業店舗を有しています。(キッチンカーの場合、所有者は豊川市民です)
- ③搬入・搬出については定められた時間を厳守します。
- ④野球場への搬入について、車両は全長5m以下の車までとし1テント2台までとします。
- ⑤事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めます。
- ⑥まつり終了後、責任をもって周辺のゴミを持ち帰るとともに、自店周辺の清掃を行います。

令和6年2月15日

各 位

豊川市民まつり協議会
おいでん祭実行委員会

第33回 豊川市民まつり「おいでん祭」 「飲食(グルメ)」出店者募集のご案内

テーマは「体験する！」一緒に盛り上げましょう！！

当地域最大のイベント「おいでん祭」を昨年
に続き、5月25日(土)・26日(日)の2日
間、豊川市野球場を中心に、開催いたします。

お祭りのテーマは「体験する！」です。

毎年、家族連れや友達と一緒にあって会場へ
多くの方が来場します。そこで、出店者の皆様
には、**来場者の方に「体験！」をあげてください。**



グルメ会場では「自店の味を体験してもらおう！」「作っている姿を見て体験しても
らう！」といったことでも大丈夫！

イベント会場で、良い商品をお値打ちに買う体験、おいしい食べ物をほおぼりなが
ら食べ歩く体験も、お祭りならではの大きな「体験！」です。

**来場される方々への「体験！」をとおして、一緒に思い出に残る楽し
いイベントにしませんか！**

1) 出店は、次の①、②の要件を、ともに満たす事業所に限定いたします。

- ① 豊川市内に本社または営業店舗を有する事業所
(キッチンカーの場合は、所有者が豊川市民に限ります)
- ② 豊川商工会議所、音羽・一宮・小坂井・御津町商工会、豊川市商店街連盟のいずれかに
所属する会員事業所、関係団体等

※ 但し、「おいでん祭」主催者が認める「農業コーナー」「環境コーナー」「三遠南信物産コ
ーナー」等に参加する事業者・団体等は除きます。

**2) 豊川市野球場会場での車両による搬入・搬出に際しては、改修後のグラウンド等を
傷めないよう、ご配慮をお願いします。** また、雨天時もしくは、**グラウンド状況が悪
い場合は、搬入・搬出車両の乗り入れを制限させていただきます**ので、予め台車等
のご用意をお願いします。

また、**当日、雨が予想される場合に限り、前日搬入を許可します。**5月24日(金)の
12時頃までに、豊川商工会議所ホームページ (<http://www.toyokawa-cci.org>) に前日搬入
の可否を掲載しますので、必ず事前にご確認願います。

3) 1日のみの出店は、不可となりました。出店の場合は、2日間(必須)となります。

～ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます～

第33回豊川市民まつりおいでん祭 「一般物販」、「飲食(グルメ)」、「製品等PR」／出店者募集要領

- 開催日時** 令和6年5月25日(土)26日(日)10:00~16:00(小雨決行)
- 会場** 豊川市野球場又は体育館前広場他
- 売り場** 間口3間×奥行2間のテント(5.4メートル×3.6メートル)
※なお、体育館前広場への出店は、スペースの都合上、1事業所3テントまでとします。
- 場内配置** 「おいでん祭」事務局において構成します。
原則「一般物販」「製品等PR」出店は野球場内、「飲食(グルメ)」「キッチンカー」出店は体育館前及び体育館周辺となります。ただし、出店者数により変更となる場合があります。
- 出店料** **テント1張につき22,000円(消費税含む)**、但し、1/2張を使用の場合またはテント不要(スペースのみ申込み)の場合は半額。
なお、電源を必要とする時は、**100Vコンセント1個(2口)あたり1,100円(消費税含む)**が別途必要。タコ足配線は厳禁とします。コンセントは、通常テントの奥に設置しますが、テントの前面を希望する場合は、申込書の「前面希望」に○を付けて下さい。200V電源を必要とする時は、その旨出店申込書に記入の上、別途料金とします。
キッチンカーでの出店については、**1台22,000円(消費税、コンセント代含む)**となります。発電機の使用は原則、禁止します。

当委員会は、インボイス制度へ登録していない為、出店料は課税仕入対象外です。ただし、仕入れ税額相当額の一部を控除できる経過措置が設けられていますのでご確認ください。

申込方法 別紙出店申込書に必要事項を記入し、出店料を添えておいでん祭事務局に申し込んで下さい。使用する電気器具については、電気工事の必要上、詳細に記入して下さい。

なお、FAXで事前に申込書をお送りいただける場合は、お手数ですが送信後、確認のお電話を願います(送受信のエラー等による不達の場合に備え)。

申込締切日 **3月29日(金)まで**

- その他**
- ① おいでん祭が2日間中止の場合は、出店料を返金します。おいでん祭が1日でも開催した場合は、出店料は返金しません。
 - ② 販売価格については極力廉価販売をお願いします。
 - ③ 第3者への委託出店、及び会員等の名義の又貸しは厳禁です。委託出店、名義又貸しが判明した場合は、おいでん祭当日であっても出店は取り消します(出店料は返金しません)。
 - ④ テント、電気工事等、会場設営は主催者が業者に委託します。但し、机・イスなど商品陳列、販売に必要な物は各出店者で用意して下さい(主催者では用意いたしません)。
 - ⑤ 会場で調理した上で販売できる品目は、添付の「露天営業において簡易な調理により取り扱うことができる食品(別表2)」に記載のとおりです。豊川保健所で必ず、「露天営業許可証」を取得してください。なお、「おいでん祭」では「露天営業許可品目」のみ出店できます。「臨時営業」「短期営業」を必要とする品目では出店できません。
 - ⑥ 搬入・搬出については定められた時間を厳守するとともに、野球場出店者は搬入・搬出する車両は全長5m以下の車(例：Hエース全長4m69cm)とし、1テント2台までとします。全長が5mを超える車両での搬入・搬出をご希望される場合は、事前に事務局までご相談ください。(※ただし、ご希望に沿えない場合もあります)。
 - ⑦ 5月25日(土)17時より翌26日(日)の8時迄、夜間会場内に警備員を配置します。
 - ⑧ 出店者は、事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めて下さい。
また、まつり終了後、責任をもって自店周辺を清掃し、ゴミを持ち帰って下さい。
 - ⑨ 火気器具等を使用する出店者は、必ず、各テントに1本、消火器を用意してください。
 - ⑩ おいでん祭のPRは、ポスター、チラシ、豊川市広報、会議所会報「メセナ」等で行います。
 - ⑪ 会場内での忘れ物は、まつり終了後、2週間は主催者で保管し、その後は処分します。
 - ⑫ 野球場内、体育館周辺は禁煙です。会場内の受動喫煙対策にご協力ください。
 - ⑬ その他、定めのないことはその都度、事務局で協議します。

出店者説明会 **4月22日(月)15時から豊川商工会議所2階Bホールで出店者説明会を行います。重要事項を説明しますので、必ず1人は出席してください。**

お申込み おいでん祭実行委員会・事務局(豊川商工会議所/担当・近藤、丸山、小林、木内、村上)
問い合わせ (TEL 0533-86-4101/FAX 0533-84-1808 info@toyokawa-cci.org)

※FAXで本申込書をお送りいただける場合、お手数ですがFAXの送信後、確認のお電話をお願いします。
(事務局:豊川商工会議所、TEL0533-86-4101、FAX0533-84-1808)

第33回豊川市民まつり「おいでん祭」／出店申込書 <飲食(グルメ)>

豊川市民まつり協議会 御 中

下記の同意・誓約事項を厳守し、下記の通り、「おいでん祭」への出店を申込みます。

令和 6 年 月 日

事業所名			
所在地 〒	電話	—	FAX —
代表者名	印	メールアドレス	@
担当者名	携帯電話番号		— —
所属団体 (○印をご記入下さい)	豊川商工会議所 ・ 音羽商工会 ・ 一宮商工会 ・ 小坂井商工会 ・ 御津町商工会 ・ 豊川市商店街連盟		

※第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等は厳禁です。

※ ご記入頂きました情報は、おいでん祭に関する事業運営に利用いたします。

希望テント張数 (間口3間×奥行2間)	1/2張 ・ 1張 ・ 2張 ・ 3張 ・ 4張 ・ キッチンカー (○印をご記入願います)			
出店内容 (商品名など)	※チラシ等に掲載しますので主要品目を記入して下さい。			
火気使用の有無 (電気コンロ等)	()使用する ・ ()使用しない (カッコ内に○印をご記入願います。使用する場合はテントに消火器をご用意願います)			
電 源	要 ・ 不要 (○印をご記入願います)			
必要コンセント数	※1個2口コンセントです ()個 /テント内の コンセント希望位置=()前面 ()後面			
電源を要する 使用器具の明細 (電源が必要な方は、 必ず記入して下さい) ※発電機の使用は 原則禁止します。	使用器具名	容量	使用個数	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
		W	台	
電気容量	上記使用器具の総電気容量		W	
商品搬入車両 ※必ずご記入下さい ※野球場芝生保護のため、重量物の搬入は極力ご遠慮願います。	※1テントあたり2台まで (全長5m以下まで) ワゴン車 ライトバン 軽自動車 合計 _____ 台 キッチンカー ⇒ (車種: _____ 全長: _____ 台) ※全長が5mを超える車両をご希望される場合は事前に事務局までご相談ください。ご希望に沿えない場合もあります。 ※キッチンカー出店については、体育館前及びその周辺を予定していますが、出店数により変更となる場合があります。			
出店料	①出店料	テント1張 22,000円	張	円
		キッチンカー1台 22,000円	台	円
	②コンセント料	1箇所 1,100円	箇所	円
		(キッチンカーは出店料にコンセント代含む)		
合 計(①+②)				円

【同意・誓約事項】

- ①第3者への委託出店、会員事業所の名義の又貸し等ではありません。
- ②豊川市内に本社または営業店舗を有しています。(キッチンカーの場合、所有者は豊川市民です)
- ③搬入・搬出については定められた時間を厳守します。
- ④野球場への搬入について、車両は全長5m以下の車までとし1テント2台までとします。
- ⑤事前にテント内にゴミ箱を設置し、テント内外の美化に努めます。
- ⑥まつり終了後、責任をもって周辺のゴミを持ち帰るとともに、自店周辺の清掃を行います。

露店営業に関して

令和6年2月現在

※ 豊川市民まつり協議会（豊川商工会議所）では営業許可等に関する責任は負いませんので、露店営業に関する詳細は、直接豊川保健所にお問い合わせいただき、正しく営業してください。

愛知県ホームページ内「食品営業許可について」に掲載の

「自動車による営業並びに露店営業、臨時営業及び短期営業に関する取扱要領」より抜粋

第1 趣旨

この要領は、愛知県食品衛生条例（平成12年条例第10号、以下「県条例」という。）第3条及び第3条ただし書きの適用を受けて行う自動車による営業並びに愛知県手数料条例別表第6食品営業許可事務の項（以下「手数料条例別表」という。）に掲げる露店営業、臨時営業及び短期営業の取扱いに関する事項について定める。

第2 定義及び対象となる営業

2 「露店営業」における手数料条例別表でいう「簡易な調理」とは、最終加熱工程程度等、第31（2）に示す施設の構造及び設備において、食品衛生上支障がない調理を行うことをいう。

また、「出店の都度、組立式の店舗その他の簡易な施設」には、自動車を営業設備として、車外に簡易な調理を行うための調理場を設置する場合も含まれるものとする。

第3 施設基準及び取扱食品

2 自動車による営業、露店営業及び臨時営業における取扱食品

（2）露店営業

「露店営業」において、簡易な調理により取扱うことができる食品は、次のものをいう。

なお、取扱食品は1施設につき1品目を原則とする。

ア 別表2に示すもの

イ 別表3の要件を満たすもの

第4 営業許可

営業許可事務については、「愛知県食品衛生総合情報処理システムの運用について」（平成12年3月31日付け12食獣第91号）（最終改正 令和3年5月26日）に基づくほか、次によるものとする。

2 露店営業

（1）営業許可

ア 申請者は、露店営業を行う場合は、施設保管場所を管轄する保健所において、営業許可の申

請を行い、許可を受けること。

イ 保健所は、申請者から営業許可の申請があったときは、第22に規定する簡易な調理であることを確認する。

ウ 県内の保健所設置市において営業許可を受けた施設については、県内の区域における営業許可を受けたものとみなし取り扱うものとする。

エ 申請者は、他県に施設保管場所がある場合は、主たる営業区域を管轄する保健所において営業許可の申請を行い、許可を受けること。

オ 営業者は、施設保管場所等に変更が生じた場合は、速やかに営業許可を受けた保健所へ、変更の届出を行うこと。

（2）営業許可申請書

申請者は、営業許可申請書に次のとおり記載する。

ア 営業許可業種の備考欄に、屋内で営業する場合は「露店営業（屋内）」、屋外で営業する場合は、「露店営業（屋外）」と記載する。

イ 施設の所在地欄には、施設保管場所の住所に続けて（ ）内に「施設保管場所」と記載する。この際、他県に施設保管場所がある場合は、施設保管場所に代えて主たる営業場所の住所を記載し、続けて（ ）内に「主たる営業場所」と記載する。また、これらの記載に続けて、（ ）内に「愛知県内一円」と記載する。

例：○○○○（施設保管場所）（愛知県内一円）

ウ 主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装欄には、取扱食品1品目を記載する。

エ 営業許可申請書には、「施設の構造及び設備の概要」（様式第1号）を記載し、添付する。

（3）営業許可証

ア 保健所は、営業許可証に次の通り、記載する。

（ア）施設の所在地欄は、申請書の施設の所在地欄の記載内容とおり記載する。

（イ）許可条件欄として、「露店営業（屋内）に限る」又は「露店営業（屋外）に限る」の条件を付す。

イ 営業者は、愛知県食品衛生規則第2条第2項に基づき、交付された許可証又は標札を施設に掲示すること。標札を掲げる場合にあっては、許可証を施設に備え置くこと。

※ 上記情報は、あくまで抜粋です。詳細は、必ず保健所に

問い合わせいただき、正しく許可を取ってください。

加熱品		非加熱飲料及びかき米	
工程	内容	工程	内容
原材料	<ul style="list-style-type: none"> ・流通品又は許可施設等の衛生的な施設で下処理された原材料を使用すること。ただし、半製品又は既製品を使用する場合は、流通品・食肉を使用する場合、一口大程度までの大きさであること 	原材料	<ul style="list-style-type: none"> ・飲料は流通品を使用すること。ただし、許可施設等で、茶葉・コーヒー豆等を水又は湯で抽出し、冷却したものは流通品に含むこと ・乳及び乳飲料を使用しないこと ・かき米に使用する米は米穀製造業で製造されたものを使用すること
加熱	<ul style="list-style-type: none"> ・施設では原材料のカット、細切、成型、串打ち等の下処理を行わないこと ・一度の加熱工程で調理が終了し、速やかに提供する食品であること（茶葉、コーヒー豆等を熱湯抽出する加熱飲料を含む） 	分注・削米	<ul style="list-style-type: none"> ・施設では分注又は削米以外の調理を行わないこと ・飲料は直接容器に分注し、速やかに提供する ・飲料に米を入れる場合は、米穀製造業で製造された米を使用し、米は衛生的な器具で取り扱うこと ・かき米は、衛生的な機器を用いて削米し、速やかに提供する
加熱後	<ul style="list-style-type: none"> ・加熱後は簡易な調味、トッピング以外の行為を行わないこと ・調味は常温保存が可能な調味料を使用すること ・トッピングは簡易なものであって、衛生的に取り換える量及び種類であること ・調味、トッピングは衛生的な器具を用いて行うこと ・茶葉、コーヒー豆等を熱湯抽出した米を人入れる場合、米穀製造業で製造された米を使用し、米は衛生的な器具で取り扱うこと 	分注・削米後	<ul style="list-style-type: none"> ・分注・削米後は簡易な調味以外の行為を行わないこと ・調味は常温保存が可能な調味料を使用すること ・調味は衛生的な器具で行うこと
容器	使い捨て容器を使用すること	容器	使い捨て容器を使用すること
機器	使用する器具は洗浄が簡易に行えるものであること	機器	使用する器具は洗浄が簡易に行えるものであること

※米穀類は冷凍食品等の既製品に限ること

別表2

「露店営業」において簡易な調理により取り扱うことができる食品

甘酒、アメリカンドッグ、イートポテト、いか焼き、潮汁、うどん（冷しうどんを除く。）、お好み焼き、おでん、おやき、貝汁、からあげ、関東煮、ぎょうざ、串かつ、串焼き、五平餅、コロッケ、さつまスティック、しゅうまい、酒精飲料、しるこ、スノーボール、清涼飲料水（ホット、アイス）、ぜんざい、雑煮、そば（ざるそば、冷やしそばを除く。）、たこ焼き、チーズボール、チヂミ、中華そば（冷し中華を除く。）、でんがく、どて煮、豚汁、煮するめ、春巻き、広島焼き、フライドポテト、フレンチドッグ（フランクフルト）、ポテト、ホルモン焼、味噌汁、焼貝、焼魚、焼そば、焼鳥、焼肉、焼餅、野菜炒め、野菜の素揚げ、リング焼き

あめ細工、あんまき、大判焼、果実飴、果実チョコ、カステラ焼、カルメラ焼、クレープ（チョコレート、あん類及びジャム類に限る）、穀物膨張菓子（砂糖等で調味したもの）、しんこ細工、せんべい焼、たい焼、たません、チュロス、ドーナツ、べっこう飴、みたらしだんご、ワッフル、わらび餅